

# 銀行法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

## 目次

一	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
二	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	5
三	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）	6
四	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	8
五	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	10
六	水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）	12
七	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）	15
八	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）	16

	改正前
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第四条（略）            2～11（略）</p> <p>12 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>13（略）</p> <p>14 法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第四条（略）            2～11（略）</p> <p>12 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>13（略）</p> <p>13（新設）</p>

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。)が当該銀行持株会社の合算子法人等(第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。)又は合算関連法人等(第四条第三項に規定する合算関連法人等をいう。以下この項において同じ。)でない場合の第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社及びその合算子法人等並びに合算関連法人等を除く。第五項において準用する同条第十二項において「受信合算対象者」という。)とする。

2 (略)

3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の区分とする。

一 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(次号に掲げる信用の供与等を除く。)

二 当該銀行持株会社が、金融庁長官が指定する銀行持株会社である場合における金融庁長官が指定する者に対する信用の供与等

4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。)が当該銀行持株会社の合算子法人等(第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。)又は合算関連法人等(第四条第三項に規定する合算関連法人等をいう。以下この項において同じ。)でない場合の第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社及びその合算子法人等並びに合算関連法人等を除く。第四項において準用する同条第十二項において「受信合算対象者」という。)とする。

2 (略)

3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、同項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。第五項において同じ。)とし、同条第一項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

(新設)

(新設)

(新設)

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の十五

- 5| 第四条第十二項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十二項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）」と、同項第二号から第五号までの規定中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と、同号中「及びその子会社等若しくはその子会社等」とあるのは「若しくはその子会社等」と読み替えるものとする。
- 6| 法第五十二条の二十二第二項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十三項各号に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

- 7| 法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等（

- 4| 第四条第十二項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十二項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）」と、同項第二号から第五号までの規定中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と、同号中「及びその子会社等若しくはその子会社等」とあるのは「若しくはその子会社等」と読み替えるものとする。

- 5| 法第五十二条の二十二第二項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十三項各号に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

（新設）

同条第一項本文に規定する子会社等をいう。 ) と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

改正後	改正前
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>259（略）</p> <p>10 法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしていないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>255（略）</p> <p>11（略）</p> <p>12 法第十一条の八第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>259（略）</p> <p>10 法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしていないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>255（略）</p> <p>11（新設）</p>

	改正前
<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第十一条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>12（略）</p> <p>13 銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第十一条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>12（略）</p> <p>（新設）</p>

認められる者に対する信用の供与等とする。

四 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

	改正前
<p>改正後</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第三条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしていないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>12（略）</p> <p>銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質</p>	<p>改正前</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第三条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしていないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>12（略）</p> <p>（新設）</p>

的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

	改正前
<p>改正後</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第五条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>12 銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と</p>	<p>改正前</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）            第五条（略）            2～10（略）</p> <p>11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>12 （新設）</p>

認められる者に対する信用の供与等とする。

改正後	改正前
<p>(同一人に対する信用の供与等)            第十条 (略)            258 (略)</p> <p>9 法第十一条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 信用の供与等を受けている者（以下この条において「債務者等」という。）の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合が当該債務者等に対して法第十一条の十一第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項及び第十四項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>10 法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段に規定する子会社等という。以下この条において同じ。）又は当該漁業協同組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して法第十一条の十一第二項</p>	<p>(同一人に対する信用の供与等)            第十条 (略)            258 (略)</p> <p>9 法第十一条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 信用の供与等を受けている者（以下この条において「債務者等」という。）の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合が当該債務者等に対して法第十一条の十一第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項及び第十三項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>10 法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段に規定する子会社等という。以下この項及び第十四項において同じ。）又は当該漁業協同組合の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項</p>

前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項及び第十五項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなすこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇四 (略)

11 (略)

12 法第十一条の十一第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う漁業協同組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

13 第一項から第八項まで及び前二項の規定は、法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号及び第二号の政令で定める信用の供与等について準用する。

14・15 (略)

16 第一項から第十二項までの規定は、法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令

前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項及び第十四項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなすこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇四 (略)

11 (略)

(新設)

12 第一項から第八項まで及び前項の規定は、法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号の政令で定める信用の供与等について準用する。

13・14 (略)

15 第一項から第十一項までの規定は、法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令

で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号及び第二号の政令で定める信用の供与等について準用する。

で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号の政令で定める信用の供与等について準用する。

	改正後		改正前
<p>（同一人に対する信用の供与等）            第七条（略）            2～9（略）</p> <p>10 法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>11（略）</p> <p>12 法第五十八条第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う農林中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）            第七条（略）            2～9（略）</p> <p>10 法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。</p> <p>二～六（略）</p> <p>11（略）</p> <p>11（新設）</p>		

改正後	改正前
<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第七項第一号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）に規定する貸出金</p>	<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第七項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する貸出金</p>